

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 44(オ)500	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	賃借権確認請求	原審事件番号	昭和 35(ネ)174
裁判年月日	昭和 44 年 9 月 11 日	原審裁判年月日	昭和 44 年 2 月 19 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民第 96 号 539 頁		

判示事項	<p>一、控訴審判決の主文において物件を表示するにつき第一審判決に掲げる物件の表示を引用することの可否</p> <p>二、賃借権存在確認の訴において、賃料額、存続期間または契約の成立年月日を主文に掲記することの要否</p>
裁判要旨	<p>一、控訴審判決の主文において物件を表示するにつき第一審判決に掲げる物件の表示を引用することは許される。</p> <p>二、賃借権存在確認の訴において、原告が確定を求めている賃料額、存続期間または契約の成立年月日を主文に掲記することは必要でない。</p>

全文

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人渡辺一男の上告理由第一点について。

控訴審判決の主文において物件を表示するにつき、第一審判決に掲げる物件の表示を引用することの差し支えないことは、当裁判所の判例とするところであつて（最高裁判所昭和三七年（オ）第二五四号、同三九年五月二六日第三小法廷判決、民集一八巻四号六五四頁参照）、原判決に所論の違法はない。論旨は採用することができない。

同第二点について。

本件賃借権の対象となる土地について、原判決が第一審判決を引用することによりこれを特定していることは、その判示に徴して明らかである。また、原審において被上告人の主張するところによれば、被上告人の本訴請求は、上告人らの争っている本件土地に対する賃借権そのものが現に存在することの確認を求めるというに尽きることが明らかであるから、その賃料額、存続期間または契約の成立年月日を主文に掲記する必要のないことは当然である。そして、原判示によれば、被上告人と上告人らの先代Dとの間には、昭和二〇年一〇月ごろ本件従前土地の一部（間口五間半、面積約一九九坪の部分）につき、期間の定めのない賃貸借契約が成立し、その後間もなく賃借土地の範囲を約二六〇坪に増加することを合意し、ついで、本件従前の土地につきDに対し換地予定地の指定がされたことに伴い、被上告人とDとの間に、昭和二五年七月から九月までの間に、右賃貸借契約において被上告人に使用収益させる土地の地域を原判決別紙目録（その引用する第一審判決別紙図面を含む。）記載のとおり地域とする旨の合意が成立し、現在に至っているというのであるから、これによつて、本件賃貸借契約の特定性になら欠けるところはない。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用することがで

きない。

同第三点について。

原判決が所論被告の請求と異なる賃借権を確認したものでないことは、原判決に徴して明らかである。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用するに足りない。

同第四点について。

所論甲号各証が真正に成立した旨の原審の判断は、原判決挙示の証拠に照らして、肯認することができる。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。

同第五点について。

所論賃料支払の事実は、本件契約が賃貸借契約であることを判断するための間接事実にはすぎないから、原審がその点につき当事者の主張に基づかないで判断したとしても、その手続になら所論の違法はない。それゆえ、論旨は採用することができない。

同第六点について。

原審の適法に確定した事実関係のもとにおいては、本件賃貸借契約が一時的なものとは認められないとした原審の判断は相当であつて、その判断の過程に所論の違法はない。論旨は、ひつきよう、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するものであつて、採用することができない。

同第七点について。

所論の点に関する原審の判断は相当であつて、その点につきさらに審理をしなかつた原審の手続になら所論の違法はなく、論旨は採用に値しない。

同第八点について。

所論の点に関する原審の認定は、原判決挙示の証拠に照らして、肯認するに足り、原判決に所論の違法はない。論旨は、ひつきよう、原審の専権に属する証拠の評価ないし事実の認定を非難するに帰し、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 大隅健一郎 裁判官 入江俊郎 裁判官 長部謹吾 裁判官 松田二郎 裁判官 岩田誠)

※参考：判例タイムズ 240 号 137 頁、判例時報 572 号 23 頁、金融商事判例号頁、ジュリスト 184 号 2 頁